

特定看護師(仮称)養成課程に関するこれまでのご意見

(第13回～第15回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループより)

【必要な教育内容について】

- 養成課程においては、医学的な知識を基に正しい判断ができる能力を身につける為に、しっかりとした医学的教育を行わなければならない。例えば、急性期領域の特定看護師の養成にあたっては、解剖生理学や病態生理学など、どのようなことが人体で起きているのかについて十分に教育する必要がある。
- 2年課程は専門看護師の教育や実績をベースとし、8ヶ月課程は認定看護師の教育や実績をベースにするという考え方があるのかもしれないが、従来の教育に加えて深い医学的知識を身につけるための教育が必要である。
- 8ヶ月課程は特定の技術を1つだけ掘り下げて学ぶというのではなく、2年課程と同様に医学的教育が必要である。
- 8ヶ月と2年課程の特定看護師、認定看護師及び専門看護師との違いは何か整理する必要がある。

【2年課程、8ヶ月課程について】

- 2年課程は専門看護師の教育や実績をベースとし、8ヶ月課程は認定看護師の教育や実績をベースとしているものだと考えてはどうか。
- 医療の質を確保しつつ、急性期から慢性期の場面まで幅広く対応することができる人材を養成するためには、看護教育に医学的教育を付加し、2年間で養成することが必要である。
- 高度な専門性を持って、患者の命を全人的に守っていくためには、幅広い、体系的な教育が必要であり、大学院で教育されるべきである。
- 2年課程と8ヶ月課程の2種類を設けると、能力を認証するための試験問題の出題範囲に差が生じる可能性があり、課程別、分野別の試験の設定が考えられる。
- 看護師が安心して働くことができ、また患者も安心できる環境をつくるためにはどうすればいいかということを再度考え、今までの議論を参考としつつも、2年や8ヶ月にとらわれずに議論をしてはどうか。

【単位制の導入】

- 養成課程は最小限の期間で設定し、例えば大学院では2年間でそれを含めた教育を行うということもあり得る。大学院とは決めずにむしろ論議は最小単位にして、8ヶ月のところもあれば、1年のところや1年2か月のところもあるという発想の方がむしろ柔軟性は高まるのではないか。

【専門看護師課程との関係】

- 実務経験5年以上で2年間の教育課程は専門看護師の要件と重なる為、大学院の専門看護師コースに特定行為を実施するための教育を行う講座を設けることが考えられる。

【養成課程修了後の活動について】

- 2年課程と8ヶ月課程では、以下のように主な働く場が異なるのではないか。
 - 2年課程： 在宅や高齢者の施設など、ある程度広く一定の医行為を看護の中で取り入れなければ、患者の症状コントロールができないような場
 - 8ヶ月課程： 総合病院や地域の病院などの中で特定の領域を担い、非常に先駆的な治療がなされる中で特定の領域（褥瘡対策、救急等）を担い、医師と協働したチーム医療が行われる場
- 2年間の課程でオールマイティの看護師を養成するのではなく、解剖学や病態生理学など医学的教育を受け、グローバルに浅く広く勉強し、その上で、「がん」、「在宅」、「小児」等の専門領域に分かれていくのではないか。
- 2年間の教育修了時に医行為が全てできるというわけではなく、医行為は養成課程修了後に臨床で習得していくことになるのではないか。